		毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注２６）				
選択する地域活用要件（地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型			
	□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	（２）地域一体型			
	□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
	□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		
	□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		
自家消費・地域消費等計画（注２７）	当該発電設備における発電電力量の見込み		ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み		ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途			
	自家消費等の比率		％	
	特定供給の有無（注２８）		□　有　□　無	

遵守事項（注２９）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３０）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注３１）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３２）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３３）		
	②印鑑証明書（注３３）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３３）		
	④土地の取得を証する書類等（注３４）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）（注３７）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根		